

令和4年1月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

令和4年1月20日(木)

午後4時00分 開 会 午後4時25分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	伊 藤 晴 美
委 員	安 藤 清
委 員	藤 本 一 雄
委 員	杉 崎 継 雄

4 出席職員

学校教育課長	宇野 聡	社会教育課長	石田 智己
教育総務室長	石毛 秀明	学校教育室長	古澤 孝男
学校給食センター所長	高木 利雄	青少年指導センター所長	野尻 孝
市民センター所長	植木 康之	公正図書館長	飯島 育子
スポーツ振興室長(兼体育館長)	宮内 明	文化財・ジオパーク室長	赤塚 弘美
銚子高等学校事務長	岩船 等		

5 議題等

議案第1号 銚子市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第2号 代決処分の承認を求めることについて(銚子市高等学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後4時00分

ただいまより、令和4年1月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

12月23日に開催いたしました令和3年11月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

続きまして、令和3年銚子市一般会計（教育費）補正予算要求について担当課長等より報告をお願いいたします。

【学校教育課長】

それでは、「令和3年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求について」ご説明いたします。

市議会定例会が、2月24日から3月22日までの会期で開催されます。教育委員会として補正予算要求をする予定ですが、現時点で、まだ金額等確定していないことから、今回の教育委員会定例会では、議案として上程できませんでしたので、現時点での要求予定のものを報告し、要求額確定後、代決処分をさせていただき、来月の定例会で承認をお願いしたいと考えております。

それでは、令和4年3月補正予算総括表をご覧ください。令和4年3月補正予算総括表は、教育委員会の要求分をまとめたものです。全体といたしましては、令和3年度銚子市一般会計教育費補正予算として、歳入分 4事業、合計947万5,000円、歳出分 4事業、合計1,895万円を増額しようとするものです。各々の予算要求の具体的な内容については、担当課長等から説明させていただきます。それでは、このうち学校教育課所管分につきまして、ご説明いたします。まず、歳入です。1枚目の歳入の表をご覧ください。No.1、No.2、No.3は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、消毒用消耗品に係る国庫補助で、学校保健特別対策事業費補助金及び教育支援体制整備事業費補助金を増額要求するものです。次に歳出です。2枚目の表をご覧ください。No.1、No.2、No.3は、小中学校及び幼稚園の新型コロナウイルス感染症対策として消毒用消耗品を購入するための予算を増額要求するものです。こちらの消毒用消耗品を購入するための予算は、全額を繰越明許費として翌年度に繰り越し、執行しようとするものです。次に繰越明許費です。3枚目をご覧ください。No.1からNo.3は、歳入、歳出でご説明しました小中学校及び幼稚園の新型コロナウイルス感染症対策経費で、翌年度に繰り越しして使用することができるようにしようとするものです。以上で、学校教育課所管分の説明を終わります。

【銚子高等学校事務長】

続きまして、市立高校所管分について、ご説明いたします。歳入にお戻りいただきまして、No.4をご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品などの購入に係る学校保健特別対策事業費補助金135万円を計上したものです。次に2枚目の歳出をご覧ください。No.4でございます。新型コロナウイルス感染症対策に必要な

な消耗品などの購入経費270万円の要求です。次に繰越明許費です。3枚目をご覧ください。No.4ですが、先ほどの新型コロナウイルス感染症対策に係る経費全額を翌年度へ繰り越して使用することができるようにしようとするものです。以上で、銚子高校所管分についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【教育長】

ありがとうございました。

ただいま補正予算についての報告がありました。この報告について何かご質問等ありますか。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、伊藤委員、栢崎委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第1号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【社会教育課長】

議案第1号「銚子市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。老朽化と雨漏りで使用に耐えられない状況のため、平成31年4月1日から休止している銚子市西部地区コミュニティセンターについては施設の老朽化に伴い、また、利用者の高齢化等で利用頻度が著しく低下し、地元町内会からの同意を得て、同じく平成31年4月から休止している銚子市高神地区コミュニティセンターについては、教育施設以外の活用が見込まれることに伴い、令和4年3月31日をもってそれぞれ施設を廃止しようとするため銚子市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものであります。以上で説明を終わります。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【安藤委員】

説明の中にありました教育施設以外の活用というのは、どういうことでしょうか。

【社会教育課長】

現在までに、まず昨年3月ですが、観光商工課のほうで、ワーケーション企業が高神コミセンを見に来ております。その他にも教育施設以外の利活用といった形で、何社か照会に来ているという状況です。

【安藤委員】

分かりました。ありがとうございました。

【松崎委員】

西部地区のコミュニティセンターのほうは老朽化に伴い廃止とおっしゃっていましたが、これは、無くても地域の方々は困らないというような実態があるのでしょうか。

【社会教育課長】

西部地区コミュニティセンターにつきましては、まず、休止した時点ですでに雨漏りなど老朽化が著しく、利用者がもうすでにいなかったという状況だったようです。

【松崎委員】

実際、地区コミュニティセンターというのは、他も含めて利用は少ないものなんではないでしょうか。そんなには利用がなくて、将来的なことも含めて、無くなってもそれほど住民の方は困らないようなものですか。

【社会教育課長】

コミュニティセンターにつきましては、高神と西部の他に東部コミュニティセンターと海上コミュニティセンター、それから豊里コミュニティセンターとあるのですが、人口減少などに伴いまして、基本的に東部と中央、西部といった位置付けのなかで、市民センターが平成13年に開設されましたのを踏まえまして、高神コミセンの利用がやはり市民センターのほうに移られていって、西部コミセンについては、もともと雨漏りで使えない状況のなかで海上コミセンのほうに、または中央のほうに利用団体もシフトしている状況でして、今現在2つ休止しているところですが、再開についての要望も来ていない状況です。

【松崎委員】

分かりました。ありがとうございます。

【藤本委員】

今現在、その他のところは、コロナの状況もあるんですけども、利用できる状況なんですか。

【社会教育課長】

そうですね、利用していただいておりますので、特に今市民センターのほうは改修工事に入っておりますので、中央コミュニティセンターにつきましては、現在70団体が利用しているような状況です。付け加えまして、残りの市民センター、海上コミュニティセンターまたは豊里コミュニティセンターについては、残していく施設としてきちんと長寿命化計画等ですね、維持をこれからもしていくような形で、きちんと改修工事をして長く使っていくような施設にしていきたいという考えです。

【伊藤委員】

残っている施設は、もう耐震はしてありますか。

【社会教育課長】

耐震が一部不十分なのが市民センターで、特定天井というのが一部既存不適格建築物ということで、市民センターが出来た時には問題がなかったのですが、後で法律が上乗せになって不適格になったものがありましたが、この間の補正予算に計上しまし

て、これから改修工事を行う予定になっておりまして、改修工事が終われば、法的なものにつきましてはクリアする形となって、耐震診断のほうは問題ないという形になります。中央コミュニティセンターについては、来年度耐震診断を行う形で、令和4年度の予算を計上するよう進めております。以上です。

【伊藤委員】

図書館の耐震はどうなっていますか。

【社会教育課長】

図書館についてはいわゆる新耐震という形で、昭和56年以降のものであれば、基準をもと満たしておりますので、その時期よりも新しい建物であれば最初から耐震は問題ないということになっておりますので、図書館のほうも耐震は問題ないと思います。

【伊藤委員】

ありがとうございました。

【教育長】

中央コミセンについては、文化財的な価値がありますので、それと並行して耐震を行って、今後どういうふうを活用していくかというのを令和4年度、5年度で検討していく、そのような考えでいます。

【教育長】

それではよろしいでしょうか。

ほかに質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第2号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第2号「代決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

議案第2号につきましては、銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり代決処分したので、同条第4項の規定によりこれを報告し、その承認を求めようとするものです。代決処分は、「銚子市高等学校

教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則制定について、千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の改正内容を確認する必要があり、令和4年1月1日から施行するに当たり、教育委員会を開く暇がなかったため代決処分したものです。

それでは、改正の内容について説明します。千葉県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の改正内容に合わせ、市立高等学校の教育職員について、千葉県教育職員との均衡を考慮し、不妊治療のための休暇を新設するため、令和4年1月1日から改正を行おうとするものです。以上で、議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【藤本委員】

資料を見ると「一の年度」を「1の年度」に改め、と書いてありますが、これは何の意味があるのでしょうか。

【学校教育課長】

「一の年度」というのは表現のもので、いわゆる普通の1年と考えていただければいいです。漢数字の「一」を数字の「1」に直したのは、表現を修正したのだと考えております。

【藤本委員】

それは千葉県に合わせたということですか。

【学校教育課長】

そうです。

【教育長】

よろしいですか。

それでは、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後4時25分

以上をもちまして、令和4年1月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和4年2月24日

署名委員 伊 藤 晴 美

署名委員 裕 崎 継 雄